

石垣市一時支援金相談・申請窓口を開設中

県が今年発出した時短営業要請の間接的な影響や、国の緊急事態宣言発令地域との不要不急の往来自粛等の影響を受け、売上や客足が落ち込んでいる事業者に影響緩和のための一時支援金を市が給付します。

●申請受付要領など詳細は商工会ホームページからダウンロードできます。

申請期限は令和3年6月30日(水)※土日祝祭日除くです。

期間中は、申請相談窓口を開設しております。 ※事前予約です。

【場所】石垣港ターミナル2階(浜崎町3丁目4)

※離島ターミナルとお間違えないように。

【時間】午前9時～午後5時(正午～午後1時は休憩)

【予約・お問い合わせ】070-4337-7093



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

低所得のひとり親子育て世帯に対する特別給付金です。(給付額は児童1人当たり一律5万円)

- ① 4月分の児童扶養手当の支給を受けている者(申請不要)
- ② 公的年金等を受給していることにより、4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
※支給制限限度額を下回る者に限る。
- ③ 令和3年4月分の児童手当は受給していないが、新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者

①の対象者は申請不要で5月7日頃支給予定です。

②、③の対象者については申請が必要です。

*対象要件・詳細についてはお問合せください。 【問合せ】市役所こども家庭課 ☎ 0980-87-0771

こども家庭課から各種手当のご案内

児童扶養手当

◆「父(又は母)と生活を共にしていない児童」や「父(又は母)が重度の障がいの状態にある児童」を養育している母(又は父)、父母に代わって児童を養育している人に対し、支給される手当です。

※児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を受給することができるよう見直があります。

◆児童が18歳に達した日以降の最初の3月31日まで受給資格があります。

(児童が心身に法律で定める程度の障がいをもつ場合は、20歳の誕生日前日まで資格があります。)

特別児童扶養手当

◆身体(内部疾患を含む)や精神に障がいがある、20歳未満の児童を養育・監護している父母又は養育者に対し、支給される手当です。

※いずれも手当額は、受給資格者やご家族の前年の所得に応じて決まります。また、受給するためには申請が必要です。詳細はお問合せください。

【問合せ】市役所こども家庭課 ☎ 0980-87-0771

受講料無料! 保育士試験対策講座(オンライン)受講生の募集について

市内で保育士資格取得を目指す方のための講座です。受講料は無料ですが、テキスト代がかかります。受講できる方は

- ①資格取得後、市内で保育士として就労を希望する方
- ②令和3年10月の保育士試験を受験する方
- ③市内に居住している方

※保育士養成校を卒業しなくても受験資格がある場合があります。ホームページをご確認ください。

【講座期間】令和3年5月9日(日)～10月17日(日) 原則日曜日

【応募締切】令和3年5月6日(木)

【問合せ】市役所子育て支援課 ☎ 0980-82-1704

